

(議) 第5号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成26年6月5日

提出者

秋田市議会議員 岩谷政良  
外38名

秋田市議会議長 鎌田修悦様

## 秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「議員は」の次に「、予算決算委員会の委員のほか」を加え、同条第2項総務委員会の項の前に次のように加える。

予算決算委員会 39人

予算および決算に関する事項

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

予算決算委員会を設置するため、改正しようとするものである。